

憲法

文責 早川

① 基礎答練を踏まえた特別対策講義の位置づけ

基礎答練では基本的な論文答案の書き方を学習してきました。それを本試験レベルの問題でも実践できるようにしていくのが特別対策講義の目的です。本試験の問題で要求されている知識レベルを確認しつつ、出題者の意図を問題文から読み取っていかに書くか。これを特別対策講義では過去の本試験問題を中心とした実際の問題を題材としてやっていきます。

② 近年の外専憲法の傾向分析

出題される3問中、2問が人権、1問が統治という配分になっている年度が非常に多いです。最近の傾向としては、事例問題が多くなってきており、設問文も長文となってきました。特に人権分野の出題にその傾向が見られるので、人権分野では、設問文の読み取り、事例のあてはめ等、事例問題にしっかり対処できるようにしておきたいところです。

③ 特別対策講義でやる内容

- ①実際の本試験レベル問題を題材に、出題者の意図をいかに読み取り、アプローチしていくかを考える訓練をしていきます。
- ②評価の高い答案を書くためには答案構成が大切になります。論理の展開の仕方や厚みをもたせる論証部分をどこに置くかなど、答案構成をいかにするかそのポイントを学習していきます。
- ③問題文から憲法上の論点の抽出ができるか、それに対する論証が書けるかを確認し、自説からの論証を何も見ないで書けるように覚えていきましょう。
- ④関連判例をきちんと整理し、可能な限り、答案に反映させていけるようにしていきます。
- ⑤事例問題では、実際の事例を“あてはめ”ていくことが要求されます。これは事前に覚えておく内容ではなく、その場で考える内容となります。どのように“あてはめ”をしていけば評価の高い答案となるか、を学習していきます。

4 テキスト・参考文献等

使用教材：論述マスター（W セミナー）

参考教材

「憲法（第5版）」 芦部信喜（岩波書店）

「ベーシック憲法」（W セミナー）

「判例百選Ⅰ・Ⅱ（第5版）」（有斐閣）

「憲法判例（第6版）」戸松秀典・初宿正典（有斐閣）

「憲法Ⅰ・Ⅱ（第4版）」野中・高橋他（有斐閣）

5 特別対策講義の勉強の仕方(予習・講義・復習)

〔予習〕憲法上の論点およびその基本的な論証は確認しておくこと。これが頭に全く入っていないと次に進むことができず、せっかくの特別対策講義が活きてきません。芦部憲法およびベーシック憲法の論点部分はしっかり確認し、自説を確立しておきましょう。加えて、人権分野における違憲審査基準はきちんと整理して置いて下さい。

〔講義〕講義では問題に対して自分で考えることを意識してください。単に模範答案を覚えていくだけでは良い答案を書けるようにはなりません。できれば自分で答案構成を作った上で講義に望んでいただき、講義の中で検証していただけるとなお良いでしょう。

〔復習〕自分で考えた答案構成・論証と模範答案を見比べて下さい。講義内容も反映させて、より評価の高い答案となるように修正していきましょう。また、論点の自説からの論証を完全には書けるように覚えていきましょう。関連判例などの知識や問題意識も反映させていけるように整理しておくことも必要です。

6 特別対策講義を踏まえた論文答練までの最終達成目標

①論点の抽出および自説からの論証が完全にできるようにすること。

②本試験レベルの問題に関して15分程度で答案構成がきちんとできるようにしていくこと。

③判例の問題意識も反映させた上で、自分なりの判断を加えたあてはめがしっかりできるようにしていくこと。

I. 基本講義終了後の勉強の心構え

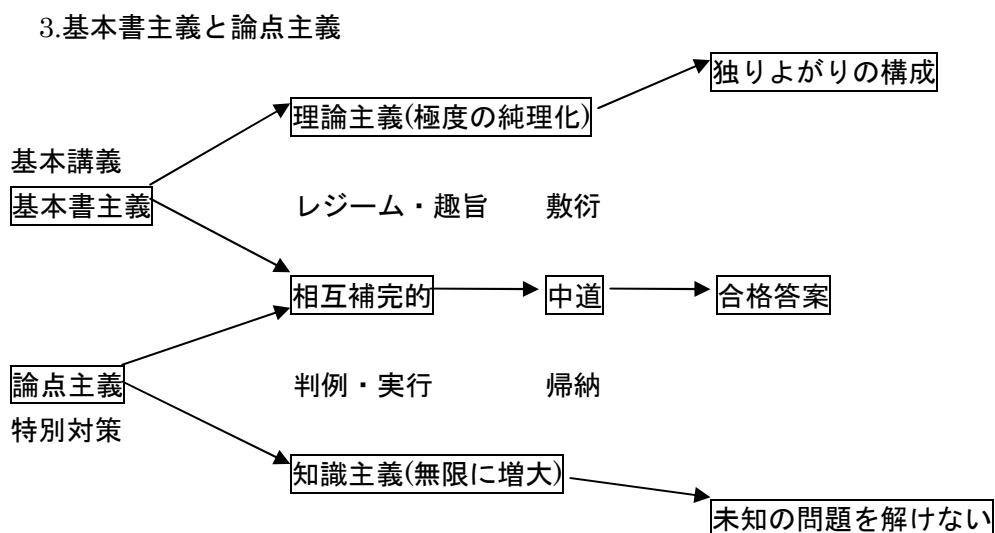
1. 復習

・ベーシック国際法および図解資料・問題集の復習を行うこと。その際、章ごとの全体構造サイトマップ、他の章とのリンクを意識しながら復習していくこと。とにかく全体を一巡してみる。一巡していれば「暗記しようとしたことを覚えている」レベルでよい。

・基礎答練(ベーシック答練)の答案類型と表現法を復習しておくこと。

2. 特別対策講義との関係

上記の知識を前提としつつ、特別対策講義では本試験過去問、試験委員の学部過去問、大学院入試、予想論点等を実際に解いていく。複合的・横断的な応用問題も解いていく。基本講義と特別対策講義の関係を図示すると以下ようになる。



2011 年本試験問題にあてはめて考えてみる。

1.1933 年のモンテビデオ条約第 1 条を踏まえたうえで、国際法上の国家としての資格要件は現在どのようにとらえられているかについて、最近の国家承認事例を勘案しつつ論じなさい。

→8 割型ベーシックで書けるが、最近の国家承認事例の部分は特別対策の知識。

2.司法的解決との相違を明らかにしたうえで、仲裁裁判の歴史的経緯と意義について、最近の事例を踏まえつつ論じなさい。

→ベーシックの年表部分まで覚えていることが要されたが、最近の事例については複数の章にまたがる事例を援用する応用力が求められた。

3.武力行使と武力攻撃の概念上の相違，および武力行使と武力攻撃のそれぞれの犠牲国が国際法上合法的にとりうる措置について，**具体的な事例に言及しつつ**論じなさい。

→図解資料のニカラグア事件判決の理解を中心に、他の判例(油井、コンゴ領域)・実行(エンテベ、テヘラン)の知識で補強していく。

基本書の理論しか知らなければ応用力が養えず、未知の問題に対して独り善がりになりかねない。

⇔予想論点しか対策を立てていなければ論点の穴の部分について知識がなければ何も書けない惨状になる。

↓

論点を一通りつぶした後に、再びベーシックに立ちかえて復習できた者が最強。基本理論のなかに最新事例を位置づけて検証していく答案が理想。

↓

その意味で両講義は車輪の両軸の関係にある。

II.特別対策講義

1.ねらい 複合論点に耐えうる各章に横断する理解の有機的結合。
自力で答案を作成する能力の構築。

2.対象 基本講義・基礎答練修了者、中・上級者

3.内容

(1)やること

毎回外交官試験や試験委員の論点を演習。新判例・新傾向も押さえる。

解き方・考え方から全体構成・各論の解説。

模範答案の細部の技巧、要約のこつ。

(2)テキスト

『論述マスター国際法』＋随時配布レジュメ

『国際法図解資料集』、『条約集』は毎回必携。

『ベーシック国際法』の該当ページも講義中指摘する。

4. 勉強のしかた

〈予習〉

- ・進度に合わせてベーシックの該当箇所ブラッシュアップ。
- ・問題文を見て少なくとも5分は構成を考えてみる。
- ・論述マスターの〈アプローチ〉〈論点〉まで見て、さらに構想を膨らませる。

〈講義〉

- ・論述マスターの〈解説〉〈模範解答〉及びレジュメに合わせて、講義を聴講し、板書をノートする。

〈復習〉

- ・マスターの内容を理解し、問題ごとにB5一枚に簡潔に流れを要約する。
- ・模範解答のない問題は答案化してみる(すべてをやらなくてもよい)
- ・随時・再編・修正・改善する。

5. 試験委員

柳原正治…東京学派。九州大学教授。小寺先生の問題意識を継承する部分あり。

『講義国際法』(有斐閣)『プラクティス国際法講義』(信山社)に執筆箇所あり。武力行使、領域論、海洋法。特にプラクティスの確認事項が他の先生の執筆した章からも出されるようになった。

浅田正彦…京都学派。京都大学教授。国連の北朝鮮制裁専門委員会の委員。

大量破壊兵器の規制、自衛権、武力行使、条約法。

浅田正彦編『国際法』(東信堂)に執筆部分があり、鮮明に問題意識が示された。前試験委員の位田先生と問題意識は共有している。

6. カリキュラム

特別対策講義	論述マスター範囲	応用答練 ※オプション
--------	----------	----------------

第1回 10/14	法源 1-1～1-5	第1回
第2回 10/21	法源 1-6～1-7 国際法と国内法 2-1～2-3	
第3回 10/28	国家領域の変動(承認・承継・権原)3-1～3-6	第2回
第4回 11/4	国家の基本的権利義務と管轄権 4-1～4-6	
第5回 11/11	海洋法 5-1～5-5	第3回
第6回 11/18	海洋法 5-6 国際公域 6-1～6-2 個人 7-1	
第7回 11/25	個人 7-2～7-7	第4回
第8回 12/2	個人 7-8～7-9 外交領事関係法 8-1 条約法 9-1～9-3	
第9回 12/9	国家責任 10-1～10-5	第5回(条約法～)
第10回 12/16	紛争処理 11-1～11-6	第6回
第11回 12/23	国際コントロール 12-1～12-3 武力行使の規制 13-1～13-2	
第12回 1/13	武力行使の規制 13-3～13-9	
第13回 1/20	武力行使の規制 13-10～13-13 総合問題 14-1～14-3	

大まかな目標ですのである程度ずれることはあります。

※「応用答練」は、オプション講座となります。

特別対策講義と並行して応用レベルの答案作成・添削を行うものです。

<合格者の声>

無理を承知でこれを受講したことは、とても意義が大きかった。国際法・経済学の点数は常に非常に厳しいものがあったが、この時期から論文を書く練習をしたことが、後々大きく役に立った。これを受けていなければ、論文答練の出来も、大きく違っていたであろうし、自信をもって本番にのぞむことができなかったろう。可能な人は、必ず受けるべきだと思う。

7. 改めて国際法を学ぶ意義を考える

(1) 外務省専門職試験の難しさ

専門科目と語学の割合がほぼ半々で評価される。専門科目でガッツリ稼いで受かる人、語学が抜きんでて出来る人、両方できる人、二次で挽回する人の4パターンがある。一次が高順位で受かるに越したことはない。

(2) 国際法のレベル

①その量

同じ必修試験科目としても専門 3 科目の比重・密度は全く異なる。国際法は、基本書の情報量にして憲法の約 2 倍、レベルも数段高度で難解。国際法 1 回で憲法 2 回分が濃縮されているといつてよい。

②そのレベル

英仏語の教科書・判例を直訳した学問のため難しいのは当然である(本当は原典のまま勉強したほうがよい)。情報量が多く、個人の努力によって差がつく科目のため、可否を大きく左右する。

(3) なぜ国際法を学ぶのか—なぜ外務省は国際法を必修科目に課しているか—

国の外交政策を決定する指標はたくさんある。国際政治学、国際経済学、国際関係論、外交史、地域研究、国内事情(憲法以下の国内法体制、歴史、文化、国内世論・経済状況)…。そのなかで日本の外務省が一貫して重んじている指標の一つが国際法である。個人の思想・主観に左右されにくい最も客観的な世界共通のルールだからである¹。

①様々なアプローチの存在

しかし、国際法の学び方、研究手法にも様々なアプローチがある。

かつて日本で最も支配的な影響力をもったのが田畑茂二郎による歴史叙述型のアプローチである。さらにその延長線上には、最近流行の人権・環境アプローチがある。国際法の体系づけを図るうえで人権や環境保護を目指すべき価値と設定し、個人を中心に国際法を再構成すべきだとする立場である。NGO や弁護士が中心となって市民のための政策提言を行う基盤となる。Lex ferenda「あるべき法」、「未来の法」、「立法論」等と呼ばれる²。これらのアプローチの背景には、「国際法から世界法へ」「国家主権から人間中心の法体系へ」という思想が息づいている。一方、堅実に実務で用いられているのが法実証主義アプローチである³。Lex lata「今ある法」、「既存の法」、「解釈論」と呼ばれる。実証主義もひとつの思想であり、それは同時に国益追求のための機能主義・現実主義の基盤を提供する。そして外交の最も基礎的なインフラとなる。

②違和感の根源にあるもの

言うまでもなく、そうした姿勢は我々個人の日常生活から乖離している。現実の国際関係には人間を軽んじる不条理に満ちている。国際法は、国家間の約束事を

¹ もとより、国際法だけで外交政策が決定されるわけではない。既述の諸科学、そして外交官個人の人間の資質、政治的技術、政治家の采配等により決定されていく。

² 松井芳郎「国際法から世界を見る—市民のための国際法入門—」等。

³ 山本草二『国際法【新版】』(有斐閣)等。

無味乾燥に記述するだけでこのうえなく冷たい。個人の尊厳を教育されて育った我々にとって違和感を感じるのはある意味、当然といえる。しかし、そのような舞台にのぼることを志すかぎり、その乖離を補う想像力が不可欠となる。自らの身を外交の舞台に置いたとき、自分ならどのように「解釈論」「立法論」を展開できるか。次々と生じる国際紛争に国際ルールを当てはめ、争点を特定し、どのように結論を導けばよいのか。また国際協力の現場で、日本を代表する立場でどのように主張を組み立てればよいのか、より説得力のあるものになるのか。そうしたことを常に考えられる人間になる必要がある。今日の世界では国境を超えて活動する民間企業・NGOはいくらでも存在する。そのなかで、なぜ外務省でなければならないのかを追求すれば、おのずと必修科目の意義付けは明らかになる。「外交」は、国を代表して他国とお付き合いをし、国家という単位で自国の国益を追求する知的な術である。そこには自らが国家権力の媒介となって、権力と権力の衝突を調整するという特殊な社会ルールがある。そうした権力の流れを凝結して客観化したルールが国際法である。そのような世界に身を投げようとするのであれば、そのなかで自己の役割を想像できる感性が必要とされる。そうしたダイナミズムに知的好奇心を感じてほしい。志望動機を構築していくにあたって十分思慮すべき問題である。

③W セミナー国際法のレベル

受験予備校である以上、その目標とする本試験の合格レベルよりやや高いレベル(上位合格レベル)を設定している。1年たらずの期間で、全くの初心者から大学院修士課程初年度レベルにまで引き上げる作業になるため、ベーシックや図解資料等の工夫を凝らしている。問題意識を自らかきたてて貪欲に知識をもぎ取ってやろうというつもりで講義に臨んでほしい。W セミナーの国際法は、受験という目的においては最高のものを提供している。このレベルをクリアできれば、外専試験はもちろんのこと、東大・京大の院入試、在外研修でも十分通用する力をつけることができる。

経済学

<外務専門職試験・経済学の傾向と対策>

1. 過去問のレベル

- | |
|----------------------|
| A…基本レベルの問題 |
| B…思考力を要する応用レベルの問題 |
| C…難易度がかなり高い問題 |
| D…通常の対策では学習しない想定外の問題 |

1997年(平成9年)・・・試験委員が大学教授になる

- B 第1問 ゲーム理論(囚人のジレンマ)
- A 第2問 IS/LM 分析(財政・金融政策の効果)
- A 第3問 幼稚産業保護論

1998年(平成10年)

- B 第1問 価格差別
- A 第2問 消費関数諸説
- C 第3問 為替レートの決定、J カープ効果

1999年(平成11年)

- B 第1問 消費者行動理論(2財モデル)
- A 第2問 45 度線分析(政府支出乗数・租税乗数)
- A 第3問 比較生産費説

2000年(平成12年)

- B 第1問 消費者行動理論(労働供給の決定)
- A 第2問 投資理論
- A 第3問 IS/LM/BP 分析(変動相場制・資本移動完全)

2001年(平成13年)

- B 第1問 外部性(コースの定理)
- A 第2問 流動性の罫
- C 第3問 IS/LM/BP 分析(固定相場制・為替レートの切り下げ)

2002年(平成14年)

- C第1問 公共財と私的財の比較
- A第2問 信用創造
- A第3問 関税と数量割当の同値定理

2003年(平成15年)

- B第1問 消費者行動理論(貯蓄の決定)
- B第2問 AD/AS 分析
- B第3問 為替レートの決定(金利平価説)、IS/LM 分析

2004年(平成16年)

- B第1問 ゲーム理論(展開型ゲーム)
- D第2問 国民所得分配理論
- B第3問 ヘクシャー＝オリーンの定理、レオンチェフの逆説

2005年(平成17年)・・・計算問題が初めて出題される

- D第1問 ゲーム理論(協力ゲーム・残余均等配分法)
- B第2問 IS/LM 分析(計算問題)
- B第3問 為替レートの決定、古典派の国際マクロモデル

2006年(平成18年)・・・試験委員が変更(有賀先生→藤田先生)

- B第1問 費用逓減産業(計算問題)
- B第2問 IS/LM 分析(金融政策が無効になる場合)
- B第3問 為替レートの決定、Jカーブ効果

2007年(平成19年)

- B第1問 公共財(計算問題)
- B第2問 IS/LM 分析(政策の効果の分析、経済分析)
- B第3問 為替レートの決定(購買力平価説・金利平価説)

2008年(平成20年)

- A第1問 消費者行動理論(2財モデル)
- B第2問 IS/LM 分析(計算問題、政策の効果の比較)
- B第3問 IS/LM/BP 分析、政策のトリレンマ

2009年(平成21年)・・・試験委員が変更(里見先生→武田先生)

- D第1問 外部性・排出権取引(計算問題)
- B第2問 IS/LM 分析(政策の効果の分析、経済分析)
- B第3問 為替レート決定(金利平価説)

2010年(平成22年)

- B第1問 費用逦減産業 (計算問題)
- B第2問 AD/AS 分析(計算問題)、デフレの影響
- B第3問 IS/LM/BP 分析、近隣窮乏化政策

2011年(平成23年)

- B第1問 関税政策、数量割当、補助金政策、D：レント・シーキング活動
- B第2問 IS/LM/BP 分析、太国モデル
- D第3問 最適通貨圏論

2. 過去問の傾向

①2002 年までは A ランクの問題が多かったが、2003 年以降は B ランクの問題が多くなっている。

→要求される知識は基本的だが、その理解がどの程度徹底されているか、演習をどれだけ繰り返してきたかが試される。

②2004 年第 2 問(国民所得分配理論)、2005 年第 1 問(協力ゲーム)、2009 年第 1 問(排出権取引)、2011 年第 1 問(3)(レント・シーキング活動)、2011 年第 3 問(最適通貨圏論)のように、“想定外の問題”が出題されている。

→このような出題があった場合は「誰も解けない」と割り切る。まずはどの経済学のテキストでも扱っている内容(=多くの受験生が確実に勉強し、確実に点を取る内容)を重点的に学習する。

③2005 年以降、計算問題が出題されている。

→必要な数学の知識は中学卒業レベル(1 次・2 次関数や 1 次・2 次方程式)。具体的な数値が与えられた問題や計算の解き方に慣れておく必要がある。

→2009 年に初めて「微分」や「指数法則」を使用する問題が出題された。数学の知識に不安のある人は、オプション講座の「経済数学対策講義」を受講し、必要最低限の知識を整理しておくこと。

④2009 年以降、問題のボリュームが大きくなっている。

→問題を解くスピードも求められる。

→パターン化された解答をそのまま書いていると答案スペースが足りなくなる問題も見られる。限られた答案スペースの中で本質的な議論のみを抽出して説明できるかどうか、そのような現場対応力があるかどうかも試される。

⑤第 2 問のマクロ経済学について、2005 年から 2009 年まで 5 年連続で IS - LM 分析が出題される。

→IS - LM 分析は、マクロ経済学を学習する上でも、将来的に経済情勢を把握できる外交官となるためにも必須分野。

⑥2011 年については 3 問とも国際経済学・国際金融からの出題となり、2010 年までの「第 1 問：ミクロ分野・第 2 問：マクロ分野・第 3 問：国際経済分野」という規則性に従っていない。

→2012 年以降も国際経済分野のみの出題になるかは不明。ミクロ経済学・マクロ経済学の“応用分野”として国際経済学が位置付けられていることを考えると、従来通り、ミクロ分野・マクロ分野についてもしっかりと対策を行う必要がある。その上で、国際経済分野も満遍なく学習する。

⑦2007 年第 2 問(2)(政策金利引き上げの効果)、2008 年第 3 問(3)(政策のトリレンマ)、2009 年第 1 問(排出権取引)、2009 年第 3 問(3)(海外ショックの発生)、2010 年第 2 問(3)(デフレの影響)、2010 年第 3 問(3)(近隣窮乏化政策)、2011 年第 1 問(1)(レント・シーキング活動)のように、現実の経済動向・経済事情を踏まえた問題が出題されている。

→普段から現実の経済事象・経済動向に理論を当てはめて考える必要がある。

3. 対策

①基本の理解を徹底する。

→「ベーシック経済学」の内容が最重要。アウトプットをしつつ必ず基本事項を確認する。

②多くの演習問題にあたる。

→「経済学 課題集」、「論述マスター」や「応用答練(オプション講座)」を通じて、問題に対応する力を身に付ける。問題に素早く反応する力、問題を解くスピードも身に付ける。

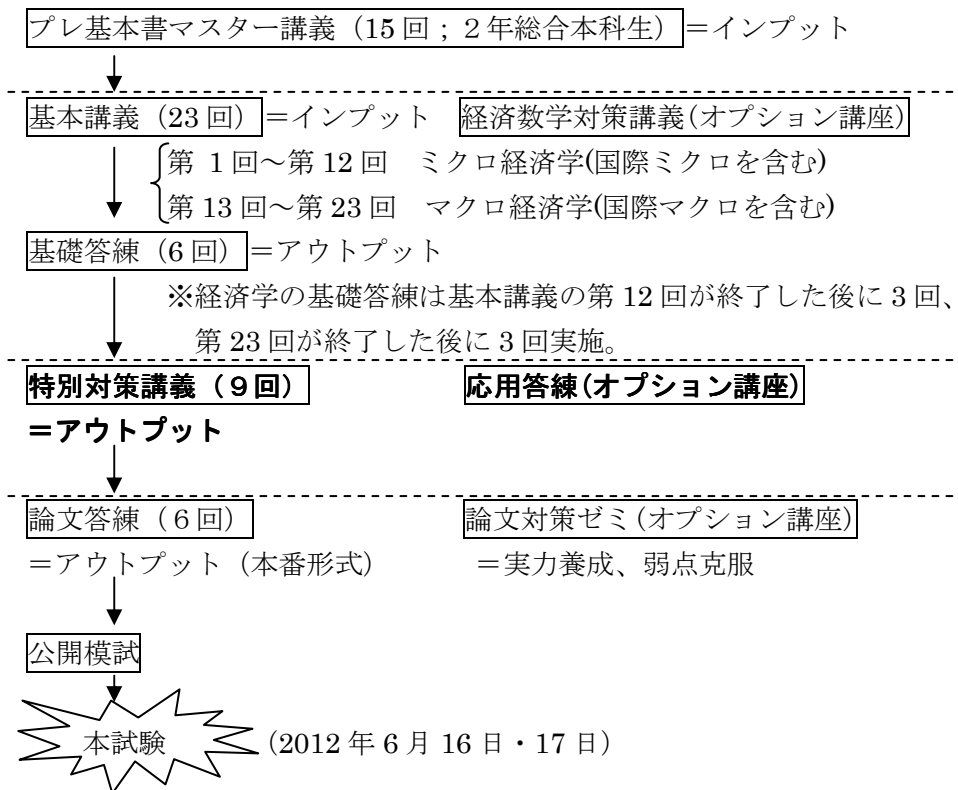
→特に計算問題については慣れるまで繰り返し練習する。

③基本的な知識をベースとして「考える」、「能動的」な学習をする。

→基本の知識を自ら応用する。どのような出題が想定されるかを考える。

<特別対策講義について>

1. 位置付け



2. 目的

- ・演習問題を通じて、本試験レベルの問題を解く力・ノウハウを身に付ける。
- ・アウトプットと並行して、ミクロ経済学の最初からマクロ経済学の最後まで(国際経済学も含む)の基本知識をもう一度整理する。

3. 内容

- ・『論述マスター』および『補充レジュメ』を使用して問題演習。
→ミクロ、マクロ、国際経済で 25～30 問程度を予定。
- ・必要に応じて計算問題対策も行う。

4. 勉強の進め方

- ・**予習** 自分の力で答案を作成する。最低でも答案作成の方針を考える。
- ・**復習** 講義での解説をもとに、どのように問題を解くのか、何をどのように説明するのかを研究する。

5. 特別対策講義までにやっておくべきこと

- ☐ 『課題集』を最低でも1周する。それと同時に『ベーシック経済学』の内容も復習する。音声 DL フォロー(本科生は標準装備)や Web フォロー(オプション)も活用する。
- ☐ 基礎答練をしっかり復習する。
→特に答案の書き方や文章表現、問題へのアプローチの仕方など。
- ☐ 特別対策講義期間(経済学は11月～1月)の計画を立てる。
→『応用答練』を受講するかを検討してください。
→経済学については、論文答練前の時点で“最低合格レベル”をクリアできるくらいにするのが理想的。

6. テキスト・参考書・資料

- ・2012年合格目標『論述マスター経済学』(必携)
- ・2012年合格目標『ベーシック経済学』(必携；基本講義の受講生のみ)
- ・『経済学 課題集』
- ・応用答練

以上